

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県白山スーパー林道整備事業資金貸付規則の一部を改正する規則

(治山課)二二五ハ

告示

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正

(法務・情報公開課)二二六

総合特別区域法に基づく指定法人の指定の変更

(新産業振興課)二二七

道路の区域変更

(道路維持課)二二七

道路の供用開始

(同)二二八

都市計画の変更

(都市政策課)二二八

訓令

岐阜県地域振興会議設置規程を廃止する訓令

(清流の国づくり政策課)二二八

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課)二二八

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同)二二九

落札者等に関する公示

(水道企業課)二二九

土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所)二二〇

正誤

目次中訂正

(人事委員会)二二〇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日相当するときは翌日)

規則

第二千六百三十五号

平成二十七年三月三十一日

(火曜日)

岐阜県白山スーパー林道整備事業資金貸付規則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成二十七年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十七号

岐阜県白山スーパー林道整備事業資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県白山スーパー林道整備事業資金貸付規則(昭和五十年岐阜県規則第八十九号)

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県白山林道整備事業資金貸付規則

第一条中「社団法人岐阜県森林公社(昭和四十一年十一月一日に社団法人岐阜県林業公社という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人岐阜県森林公社(」に、「白山スーパー林道整備事業」を「白山林道整備事業」に改める。

第二条第一項中「の各号」を削り、同条第二項中「白山スーパー林道」を「白山林道」に改め、「の各号」を削る。

第三条第二項中「平成二十年三月三十一日とする」を「第五条の規定による貸付けの決定の日までに、整備事業の収支を勘案して知事が決定する」に改める。

第四条第二号を次のように改める。

一 白山林道整備事業計画書

第五条中「規定による」を削り、「額」を「貸付け」に改める。

第七条第二項中「申請があつた」を「貸付変更申請書を受理した」に改める。

平成二十七年三月三十一日

第八條第二号及びそのほかの名称

一 白川林道整備事業本部

岐阜県一市町村中「白山スーパードライバー林道整備事業資金貸付申請書」を「白山林道整備事業資金貸付申請書」及び「年度白山スーパードライバー林道整備事業資金」を「年度白山林道整備事業資金」及び「岐阜県白山スーパードライバー林道整備事業資金貸付規則」を「岐阜県白山林道整備事業資金貸付規則」とする。

岐阜県三市町村中「白山スーパードライバー林道整備事業資金貸付決定通知書」を「白山林道整備事業資金貸付決定通知書」及び「白山スーパードライバー林道整備事業資金の」を「白山林道整備事業資金の」とする。

岐阜県四市町村中「白山スーパードライバー林道整備事業資金変更申請書」を「白山林道整備事業資金変更申請書」及び「白山スーパードライバー林道整備事業資金貸付金」を「白山林道整備事業資金貸付金」及び「岐阜県白山スーパードライバー林道整備事業資金貸付規則」を「岐阜県白山林道整備事業資金貸付規則」とする。

岐阜県五市町村中「白山スーパードライバー林道整備事業資金貸付変更決定通知書」を「白山林道整備事業資金貸付変更決定通知書」及び「白山スーパードライバー林道整備事業資金の」を「白山林道整備事業資金の」とする。

岐阜県六市町村中「白山スーパードライバー林道整備事業資金を」を「白山林道整備事業資金を」及び「岐阜県白山スーパードライバー林道整備事業資金貸付規則」を「岐阜県白山林道整備事業資金貸付規則」とする。

岐阜県七市町村中「白山スーパードライバー林道整備事業実績報告書」を「白山林道整備事業実績報告書」及び「白山スーパードライバー林道整備事業に」を「白山林道整備事業に」及び「岐阜県白山スーパードライバー林道整備事業資金貸付規則」を「岐阜県白山林道整備事業資金貸付規則」とする。

岐阜県八市町村中「白山スーパードライバー林道整備事業資金償還期限延長申請書」を「白山林道整備事業資金償還期限延長申請書」及び「白山スーパードライバー林道整備事業資金貸付金」を「白山林道整備事業資金貸付金」及び「白山林道整備事業資金貸付規則」を「岐阜県白山スーパードライバー林道整備事業資金貸付規則」とする。

岐阜県九市町村中「白山スーパードライバー林道整備事業資金償還期限延長決定通知書」を「白山林道整備事業資金償還期限延長決定通知書」及び「白山スーパードライバー林道整備事業資金貸付金」を「白山林道整備事業資金貸付金」及び「白山スーパードライバー林道整備事業資金貸付金繰上償還決定通知書」を「岐阜県十市町村中「白山スーパードライバー林道整備事業資金貸付金繰上償還決定通知書」を

「白山林道整備事業資金貸付金繰上償還決定通知書」及び「年度白山スーパードライバー林道整備事業資金貸付金繰上償還額」を「年度白山林道整備事業資金貸付金繰上償還額」とする。

規 則

(規 則 第 一 号)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(規 則 第 二 号)

2 改正後の第三條第二項の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けを決定する貸付金については、同日前に貸付金の決定をした貸付金については、なお従前の例とする。

3 この規則の施行前に改正前の岐阜県白山スーパードライバー林道整備事業資金貸付規則の規定によりされた手続その他の行為は、改正後の岐阜県白山スーパードライバー林道整備事業資金貸付規則の規定によりされた手続その他の行為とみなす。

扣 示

岐阜県知事 二〇一五年三月三十一日

知事が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示(平成二十七年岐阜県告示第百十六号)の二部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

岐阜県知事 田 田 謙

岐阜一市町村中「試験実施要綱」の項を「試験実施要綱」の項中「振興局(振興局に置かれる事務所を含む。）」を「県事務所」と改め、同表農業大学校入学生試験(併進入生試験を含む。)の項中「の翌日」を「同日」と改め、同表特許試験の項中「振興局(振興局に置かれる事務所を含む。）」を「県事務所」と改め、

岐阜県告示第二百二十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項の規定により指定した指定法人について、次のとおり変更があったので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十七年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事務所の所在地	指 定		指定有効期限	
		年月日	変更前	変更後	
ナブテスコ株式会社	東京都千代田区平河町二丁目七番九号	平成 二五・三・〇〇	平成 二七・三・三三	平成 二六・三・三三	

岐阜県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅		延長	備考
				員（メートル）	ル（メートル）		
羽岐 島線		岐阜市七軒町一六番一地 先から 同市美江寺町二丁目五 番地先まで	前	一四・八	六〇・六	六六四・一	岐阜県各務原線と重用

岐阜市美江寺町二丁目四番一地先から	後	三〇・二	一〇一・二
同市同町同五番地先まで			

岐阜県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅		延長	備考
				員（メートル）	ル（メートル）		
墨笠 俣松線		岐阜市柳津町高桑東二丁目一番地先から 同市日置江大脇二二三三番二地先まで 岐阜市柳津町高桑東二丁目一番地先から 同市茶屋新田三丁目一番地先まで	前	八・〇	三三・〇	一、三三七・〇	A、B及びCに係る図面及び表示図をのり分けする
				後	三三・〇	一、〇〇〇・〇	

岐阜県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
墨笠	松保線	岐阜市柳津町高桑西五丁目一七番一地先から同 市茶屋新田四丁目二番一 地先まで	七〇〇	平成 二七・三・三	平成 二七・三・三

岐阜県告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

関都市計画道路

三・六・十三号 国道二百四十八号線

二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
三 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び関市建設部都市計画課

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第四号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県地域振興会議設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県地域振興会議設置規程を廃止する訓令

岐阜県地域振興会議設置規程（平成十二年岐阜県訓令甲第二十四号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年三月十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふくしの郷

三代 表 者 の 氏 名 嶋田 政吾

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市初田町三丁目二十七番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、障がい児（者）、高齢者、児童などで福祉サービスを必要とする人々に対し、少人数でも利用できる施設を整備し、運営やサービスの提供を地域の住民からも協力を得ながら実施する。また、制度で定まった福祉サービス以外の交流事業など地域活動の場を提供することによって、当該者が充実した生活を送れるよう、地域福祉を推進することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年三月十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人可茂ラグビー倶楽部

三代 表 者 の 氏 名 酒井 和康

四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市森山町五丁目一五番九号

五 定款に記載された目的 この法人は、幼児から成人の男女に対して、ラグビーフットボールの普及指導活動を通じて子供の心身の健全な育成と健康増進及び生涯スポーツ振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項

の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年三月十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人長良川友釣り普及振興会

三代 表 者 の 氏 名 白瀧 治郎

四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃市生櫛一六五〇番地の一

五 定款に記載された目的 この法人は、友釣り愛好家・市民や行政・企業等諸団体に対して長良川流域における友釣り環境の改善に関する事業を行い、友釣りの普及・振興を促進すると同時に魚が生息し易い河川環境を実現することを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所山之上浄水場及び川合浄水場

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成27年1月19日

4 落札者を決定した日 平成27年3月4日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 水野 明久

6 落札金額 127,536,812円

7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

(1) 昭和の改修 岐阜県東部広域水道事務所総務課調理調整係
 (2) 所在地 瑞浪市横戸町2190番地12

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	多度東部	養老町上	養老町東部
平成 二七・三・九	理事	同	同
	近藤 實	寺倉 光信	田中 博
	養老郡養老町田	養老郡養老町横屋	養老郡養老町有尾
	五番地二	一一九番地一	一四九番地

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住居	所在地
同	同	同	岩田和美	養老郡養老町一色	八四七番地
同	同	同	児玉芳晴	養老郡養老町横屋	一一七番地一
同	同	同	古川和雄	養老郡養老町田	五〇番地
同	同	同	星野義美	海津市南濃町津屋	一八四一番地二
同	同	同	古川利元	養老郡養老町田	五九番地
同	同	同	大橋幸善	養老郡養老町若宮	三〇番地三
同	同	同	児玉明	養老郡養老町横屋	三九三番地一
同	同	同	水谷良一	大垣市横曾根一丁目	二二二番地一
同	同	同	中川富男	養老郡養老町田	三六番地
同	同	同	田中博	養老郡養老町有尾	一四九番地

土地改良区	多度東部	養老町上	平成 二七・三・一〇	理事	田中茂	養老郡養老町田	三四番地
同	同	同	同	同	同	同	一五一番地
同	同	同	同	同	同	同	五〇番地
同	同	同	同	同	同	同	一八番地
同	同	同	同	同	同	同	二二九番地二
同	同	同	同	同	同	同	二二二番地一
同	同	同	同	同	同	同	一一七番地一
同	同	同	同	同	同	同	八四七番地
同	同	同	同	同	同	同	一八四一番地二
同	同	同	同	同	同	同	三六番地
同	同	同	同	同	同	同	三〇番地三
同	同	同	同	同	同	同	九〇番地

正誤

(原稿誤り)

平成二十六年四月一日号外(目次一頁上段前から九行目及び十行目中「岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則」は、「岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」の誤り。

平成二十七年三月三十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
 発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社